

○ 内閣府
厚生労働省 令第 号

銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百六号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成十八年三月〇日

内閣総理大臣 小泉純一郎

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条 労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「当期利益」を「当期純利益」に改める。

第二条第一号イ中「法第五十八条第九項又は法第五十八条の二第六項の規定による認可を受けて行う」

を「法第五十八条第二項第十号又は第五十八条の二第一項第八号の規定により行う」に改め、同号口中「法第五十八条第十項又は法第五十八条の二第七項の規定による認可を受けて行う」を「法第五十八条第二項第二十号若しくは第二十一号又は法第五十八条の二第一項第十八号若しくは第十九号の規定により行う」に改め、同号ハ中「法第五十八条第十一項又は法第五十八条の二第八項の規定による認可を受けて行う」を「法第五十八条第七項又は法第五十八条第十二項又は法第五十八条の二第三項の規定により行う不特定かつ多数の者を相手方とする」に改め、同号ニ中「法第五十八条第十二項又は法第五十八条の二第九項の規定による認可を受けて行う」を「法第五十八条第八項又は法第五十八条の二第四項の規定により行う」に改め、同号ヘ中「第五十八条の二第十項の規定による認可を受けて行う」を「第五十八条の二第五項の規定により行う」に改め、同条第一号口中「及び令第七条」を「及び第四項並びに令第七条」に、「第九十四条第一項」を「第九十四条第一項及び第三項」に改め、「第五十九号。」の下に「第六条の二第二項及び第三項、第十九条の七第四号及び第十九条の十三第二項を除き、」を加え、同条第三号中「規定による」の下に「金庫、」を、「業務の代理」の下に「若しくは媒介」を加える。

第一条の二第一項中「第六条の三第九項、第六条の五第五項、第六条の七第三項及び第十条第三項」を

「第六条の二第十一項、第六条の四第五項、第六条の六第三項及び第十条第四項」に改める。

第五条の二第一項第四号中「保証」の下に「（金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものに限る。）」を加える。

第五条の三から第五条の五までを削る。

第五条の六第一項第三号中「保証」の下に「（金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものに限る。）」を加え、同条を第五条の三とする。

第六条の二を削る。

第六条の三第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第一項各号」を「第四項各号」に、「又はその子会社」を「、その子会社又は第六条の二第一項各号に掲げる者」に改め、同項第一号中「第一項各号」を「第四項各号」に、「第二項各号」を「第五項各号」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「第一項各号及び第二項各号」を「第四項各号及び第五項各号」に改め、同項第五号中「第六条の十第三項」を「第六条の九第四項」に、「第一項各号及び第二項各号」を「第四項各号及び第五項各号」に改め、同項第六号中「第六条の十第四項」を「第六条の九第五項」に、「第一項各号及び第二項各号」を「第四項

各号及び第五項各号」に改め、同項第七号中「第六条の十第五項」を「第六条の九第六項」に、「第一項各号及び第二項各号」を「第四項各号及び第五項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二項第十一号」を「第五項第十一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第六条の六第九号」を「第六条の五第九号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項中第一号を次のように改める。

一 金庫の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

第六条の三第二項第一号の三中「第三号」を「第三号又は第十三号」に改め、同号を同項第一号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第二号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

第六条の二第二項第一号の一を同項第一号の四とし、第一号の次に次の二号を加える。

一の二 銀行又は信用金庫若しくは信用協同組合（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（次号に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（次号に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（次号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

第六条の三第二項第一号中「行うもの」の下に「（第一号から第一号の三まで掲げる業務を除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第五十八条の三第一項第一号又は法第五十八条の五第一項第六号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該金庫の金庫集團（当該金庫及びその子会社の集團（労働金庫連合会にあつては、当該労働金庫

連合会の特定子銀行（当該労働金庫連合会の子会社のうち、法第五十八条の五第一項第一号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該労働金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次項において同じ。）

二 当該金庫又は当該金庫の金庫集団及び次に掲げる者

イ 労働金庫等

ロ 労働金庫等集団

ハ 銀行等持株会社集団

2 前項第二号に規定する「労働金庫等」、「労働金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 労働金庫等 次に掲げる者

イ 金庫（労働金庫連合会にあつては、当該労働金庫連合会の特定子銀行を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業（銀行法第一条第一項に規

定する銀行業をいう。次号において同じ。）を當む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ 信用金庫又は信用協同組合（これらの法人をもつて組織する連合会及び当該連合会の子会社のうち、銀行又は銀行業を當む外国の会社を含む。）

二 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十一年法律第二百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を當む外国の会社に限る。）を含む。）

二 労働金庫等集団 前号に規定する労働金庫等及びその子会社の集団又は当該労働金庫等の子銀行（当該労働金庫等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該労働金庫等の子銀行以外の子会社の集団

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第三項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3 銀行法第二条第八項の規定は、前項第一号及び第二号の場合において銀行の子会社又は銀行を子会社とする持株会社の子会社及び労働金庫等の子会社について準用する。

第六条の三を第六条の一とし、第六条の四を第六条の三とし、第六条の五を第六条の四とする。

第六条の六第九号中「第六条の三第六項」を「第六条の二第八項」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 金庫又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を受けた場合

第六条の六に次の二項を加える。

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金庫が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

第六条の六を第六条の五とし、第六条の七を第六条の六とし、第六条の八を第六条の七とする。

第六条の九第一項第一号中「第六条の三第一項各号」を「第六条の二第四項各号」に、「又はその子会社」を「（労働金庫連合会にあつては、法第五十八条の五第一項第六号に規定する子会社を含む。）又は第六条の二第一項各号に規定する者」に改め、同項第一号中「第六条の三第二項各号」を「第六条の二第五項各号」に、「第六条の三第二項第三十五号」を「第六条の二第五項第三十五号」に改め、同項第四号中「第六条の三第二項各号」を「第六条の二第五項第三十五号」に改め、同条第一項中「主務省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改め、同項第四号中「第六条の三第二項各号」を「第六条の二第五項各号」に、「第六条の三第二項第三十五号」を「第六条の二第五項第三十五号」に改め、同条を第六条の八とする。

第六条の十第一項第一号中「第六条の三第二項第十九号」を「第六条の二第五項第十九号」に改め、同項第三号中「第六条の二第二項第三十九号」を「第六条の二第五項第三十九号」に改め、同条第二項第一号中「第六条の三第二項第二十四号」を「第六条の二第五項第二十四号」に改め、同項第三号中「第六条の三第二項第三十九号」を「第六条の二第五項第三十九号」に改め、同条第三号中「第六条の二第五項第三十五号」を「第六条の二第五項第三十五号」に改め、同項第三号中「第六条の二第二項第三十九号」を「第六条の二第五項第三十九号」に改め、同条を第六条の九とする。

第六条の十の二第一号中「第六条の三第二項第一号」を「第六条の二第五項第一号」に改め、同条第二号中「第六条の三第二項第三十八号」を「第六条の二第五項第三十八号」に、「第六条の十第一項第二号及び第二項第一号」を「第六条の九第一項第一号、第二項第二号及び第三項第一号」に改め、同条第三号及び第二項第三号」を「第六条の二第五項第三十九号」に、「第六条の十第一項第三号及び第二項第三号」を「第六条の九第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号」に改め、同条を第六条の十とする。

第七条第一項第六号中「代理店（金庫の委任を受けて、当該金庫のために、金庫の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。以下同じ。）」を「当該金庫を所属労働金庫（法第八十九条の二第三項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）とする労働金庫代理業者（同項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の当該金庫のために労働金庫代理業（同条第二項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。）の業務を行う営業所又は事務所」に改め、同項第七号中「第六条の五第一項第四号」を「第六条の四第一項第四号」に改める。

第八条第一項第七号中「第六条の五第一項第四号」を「第六条の四第一項第四号」に改める。

第十条第六項中「第一項第二十三号」の下に「及び第二項第四号」を、「発生を」の下に「金庫又は労働金庫代理業者が」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第二十三号」の下に「及び第二項第四号」を加え、「又は職員」を「若しくは職員又は労働金庫代理業者若しくはその役員若しくはその従業員」に改め、同項第一号及び第四号中「業務」の下に「又は労働金庫代理業者の労働金庫代理業の業務」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「第九十一条第五号」を「第九十一条第一項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「金庫」の下に「又は労働金庫代理業者」を加え、「第九十一条」を「第九十一条第一項又は第二項」に改め、同項第一号中「前項第八号又は第九号」を「第一項第八号又は第九号」に改め、同号口を次のように改める。

□ 契約を締結した場合には、委託契約書の写し

第十条第二項第二号中「前項第二十四号」を「第一項第二十四号」に改め、同項第三号中「前項第二十五号」を「第一項第二十五号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前項第一号に掲げる場合 変更後の委託契約書の写し

第十条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第九十一条第六号」を「第九十一条第一項第六号」に

改め、同項第九号を次のように改める。

九 労働金庫代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した労働金庫代理業を再委託することについて許諾を行つた場合を含む。）

第十条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 法第五十八条第二項及び法第五十八条の二第一項に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

第十条第一項第十号中「（代理契約に基づき、当該契約の相手方が当該業務に係る代理業務を當むものを含む。）」を削り、同項第十一号中「第六条の四第一項各号」を「第六条の三第一項各号」に、「第九十一条第二号」を「第九十一条第一項第二号」に改め、同項第十三号中「解散し」を削り、「廃止する」ととなつた」を「廃止した」に、「第九十一条第三号」を「第九十一条第一項第三号」に改め、同項第十四号中「第六条の六各号」を「第六条の五各号」に改め、同項第十七号中「該当する者（）の下に「子会社を除く。」を加え、同項第二十三号中「又はその子会社（第五項）を「、その子会社又は業務の委託先（第六項）に改め、「不祥事件」の下に「（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係る

ものに限る。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 法第九十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 労働金庫代理業に係る委託契約書又は再委託契約書を変更した場合

三 銀行法第五十二条の五十第一項の規定に基づき同項に規定する書類について、縦覧を開始した場合

合

四 労働金庫代理業に関する不祥事件が発生したことを知つた場合

第十一条の二の二を削る。

第十一条の五の三の見出し中「委託」を「委託等」に改め、同条中「預金」を「預金又は資金の貸付けの業務」に改め、「別に定める者」の下に「（資金の貸付け（金庫が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）」を加える。

第十一条の五の六の次に次の二条を加える。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十一条の五の七 金庫は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
 - 二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
 - 三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
 - 四 受託者が当該業務を適切に行うことことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置
 - 五 金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等必要な措置を講ずるための措置
- 第十一条の六中「リスクの説明」の下に「並びに犯罪を防止するための措置」を加え、「以下この条に

おいて」を「以下」に改める。

第十二条の七第一項第一号中「金庫がその」を「他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）」に、「他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）」を「法人等」に改め、同項第二号中「金庫がその」を「他の法人等の」に改め、同号イからホまでの規定中「当該金庫」を「当該法人等」に改め、同項第三号中「金庫が自己の計算において所有している議決権」を「法人等が自己の計算において所有している議決権」に、「当該金庫」を「当該法人等」に改める。

第十二条の十一の次に次の二条を加える。

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第十二条の十一の二 銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして

内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金庫が不当に取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為ではないものとする。

(金庫の業務に係る禁止行為)

第十二条の十一の三 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（銀行法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。）
- 三 顧客に対し、金庫としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

第十三条第二項第二号中「（代理店の事務所を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

第十四条第一項中「（代理店の事務所を含む。）」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 金庫は、その事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

一 当該事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する業務取扱時間とは異なる業務取扱時間とする必要がある場合

二 当該事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

三 当該事務所が当座預金業務を行つていない場合

第十五条第二項第二号及び第三号中「又はその代理店」を削り、同項に次の一号を加える。

四 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の六十一第一項の規定により労働金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）を含む。次項において同じ。）において当該金庫のために行う労働金庫代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

第十五条第三項第一号中「又はその代理店」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第一号中「前項第二号」の下に「又は第四号」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者の無人の営業所又は事務所において当該金庫のために行う労働金庫代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

第十六条の二第一項第一号に次のように加える。

二 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する次に掲げる事項

- (1) 当該労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名

(2) 当該労働金庫代理業者が当該金庫のために労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の名称

第十六条の二第一項第二号中「（信託業務）の下に「（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。この号において同じ。）」を加え、同項第二号ロ(3)中「当期利益又は当期損失」を「当期純利益又は当期純損失」に改め、同号ハ中「別表」を「別表第一」に改め、同項第五号ニを次のように改める。

二 自己資本の充実の状況について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項

第十六条の三第二号ロ(3)中「当期利益又は当期損失」を「当期純利益又は当期純損失」に改め、同項第三号ハを次のように改める。

ハ　自己資本の充実の状況について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項

第十七条を次のように改める。

第十七条　金庫は、半期ごとに、銀行法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

第十九条の次に次の三十三条を加える。

（労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第十九条の二　銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ　他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ　当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれ

らに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

- (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等
- (2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

- (1) 当該法人の子法人等
- (2) 当該法人の親法人等（令第五条の二第二項に規定する親法人等をいう。）
- (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 労働金庫代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する労働金庫代理業再委託者を

いう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該労働金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 労働金庫代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける労働金庫代理業再受託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する労働金庫代理業再受託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

（労働金庫代理業の業務の内容及び方法）

第十九条の三 銀行法第五十二条の三第七第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 取り扱う法第八十九条の三第二項各号に規定する契約の種類（預金の種類並びに貸付先の種類及び貸付けに係る資金の使途を含む。）

二 取り扱う法第八十九条の三第二項各号に規定する契約の種類ごとに契約の締結の代理又は媒介のいざれを行うかの別（代理及び媒介のいざれも行う場合はその旨）

三 労働金庫代理業の実施体制

2 前項第二号に規定する労働金庫代理業の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他労働金庫代理業を適正かつ確實に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

一 労働金庫代理行為（銀行法第五十二条の四十三に規定する労働金庫代理行為をいう。以下同じ。）

に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して労働金庫代理業を行う場合 顧客が当該労働金庫代理業者と他の者を誤認することを防止するための体制

三 兼業業務（労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。）を行いう場合 労働金庫代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

第十九条の四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第十九条の七第四号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、役員の履歴書及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面、第十九条の七第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第十九条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 所属労働金庫の委託を受けて労働金庫代理業を行うときは、当該所属労働金庫との間の労働金庫代理業に係る業務の委託契約書の案

四 労働金庫代理業再委託者の再委託を受けて労働金庫代理業を行うときは、当該労働金庫代理業再委託者との間の労働金庫代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該労働金庫代理業再委託者が当該再委託について所属労働金庫の許諾を得たことを当該所属労働金庫が誓約する書面

五 労働金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（労

働金庫代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。)

六 個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十日までとする。以下同じ。）の前事業年度に係る別紙様式第十一号により作成した財産に

関する調書

七 法人であるときは、許可の申請の日を含む営業年度若しくは事業年度の前営業年度若しくは前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度の前営業年度又は前事業年度の監査報告書の写し

イ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第一一二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大會社 商法特例法第十三条第一項に規定する監査報告書

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二

第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けている法人　当該公認会計士又は監査法人の監査報告書

九　労働金庫代理業開始後三営業年度又は三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面

十　所属労働金庫（労働金庫代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該労働金庫代理業再委託者を含む。）が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号又は第七号に規定する書面

十一　内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び労働金庫代理業に関する組織図を記載した書面

十二　他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面

十三　労働金庫代理業の運営に関する内部規則等

十四　労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で行う労働金庫代理業の業務運営を指揮する所属

労働金庫の事務所の名称を記載した書面

十五 労働金庫代理業に係る業務が定款（これに準ずるものと含む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面を含む。）

十六 前各号に掲げるもののほか銀行法第五十一條の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（委託契約書の案の記載事項）

第十九条の五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の設置、廃止若しくは位置変更に関する事項
- 二 労働金庫代理業の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項
- 三 労働金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間に関する事項
- 四 次に掲げる労働金庫代理業者の行為を禁ずる規定

イ 所属労働金庫の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を所属労働金庫及び当該取引先以外

の者に漏らし、又は自己若しくは当該所属労働金庫及び当該取引先以外の者のために利用する行為

ロ 銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為

五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する労働金庫代理業者の責任に関する事項

六 労働金庫代理業の再委託に関する事項

七 所属労働金庫による監督、監査又は報告徵求に関する事項

八 契約の期間、更新及び解除に関する事項

九 労働金庫代理業の内容並びに労働金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項

項

十 その他必要と認められる事項

2 前項の規定は、前条第四号に規定する労働金庫代理業再委託者と労働金庫代理業再受託者との間の労働金庫代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号中「労働金庫代理業者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属労働金庫」とあるのは「所属労働金庫及び労働金

「庫代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(財産的基礎)

第十九条の六 銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める基準は、第十九条の四第六号に規定する財産に関する調書又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項及び次条において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

一 個人 三百萬円

二 法人 五百万円

2 次に掲げる者は、銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属労働金庫（当該個人が労働金庫代理業再委託者の再委託を受けて労働金庫代理業を行う場合は、当該労働金庫代理業再委託者を含む。）が労働金庫代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）

の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 地方公共団体

(労働金庫代理業の許可の審査)

第十九条の七 金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長及び厚生労働大臣（以下「金融庁長官等及び厚生労働大臣」という。）は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、労働金庫代理業開始後三営業年度又は三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 労働金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、労働金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当するなど十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で労働金庫代理業を行う者を除く。）であるときは、その行う労

働金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別労働金庫代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第八十九条の三第二項第二号に掲げる行為（所属労働金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。口において同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別労働金庫代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。口並びに第六号ハ及びニにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を當まない場合を除く。）。

- (2) 法第八十九条の三第二項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務を併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

□ 申請者が法人（二以上の事務所で労働金庫代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う労働金庫代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該労働金庫代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該労働金庫代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において労働金庫代理業を行わない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別労働金庫代理行為を行う場合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別労働金庫代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に参与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認め

られる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合並びに申請者が保険会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものである場合を除く。）。

- (2) 法第八十九条の三第二項第一号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務に併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
- (3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 法第八十九条の三条第二項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等労働金庫代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 労働金庫代理業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされるなど法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成又は組織等により、労働金庫代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は法第九十四条第一項及び第二項において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第五十二条の五十六

第一項の規定により法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(2) 銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定による同法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の二の四第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法第八十九条第一項の規定により銀行法第四条の免許を取り消され、又は信用金庫法

第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) 中小企業等協同組合法第百六条第四項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(7) 水産業協同組合法第百二十二条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第百二十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第一百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業

協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条第二項の規定により解散を命ぜられた場合

- (9) 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

- (10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号、次号イにおいて同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 準用銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項
、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協
同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第一百二十二条の四第一項及び農林中央金庫法第
九十五条の四第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十六条の三十六
第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許
可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第
一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第一百二十四条の二第
一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五
十二条の十五第一項の規定による同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り
消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第
二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業の規制等に関する法律第六条第一項の規定によ
り同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により同法第
三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十九条の三第一項と同種類の許可を取り消され、又は当該許可の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

- (1) 法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、監査役若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役若しくは監査役又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられ

た理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員
- (7) 水産業協同組合法第一百二十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第一百二十四条第二項の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規

定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事

(9) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 前号ニ(1)から(6)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 役員のうちに前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

六 次のいずれにも該当しないことにより、銀行法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する他に業務を行うことによりその労働金庫代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすそれがあると認められないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が労働金庫代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 労働金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属労働金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う

契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることとの他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者である場合を除く。）。

二　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務（所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものでないものを除く。）であるときは、労働金庫代理業として行う法第八十九条の三第二項第二号に掲げる行為（所属労働金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの除去。）の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当していないこと。

(1)　貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るもの除去。）。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行つてゐる顧客に対し、労働金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属労働金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属労働金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

ホ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、労働金庫代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ヘ その他労働金庫代理業の内容に照らして兼業業務を行うことが顧客の保護に欠け、又は所属労働金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が生じるおそれがあると認められること。

(労働金庫代理業の許可の予備審査)

第十九条の八 法第八十九条の三第一項の規定による労働金庫代理業の許可を受けようとする者は、銀行法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書面を金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(変更の届出)

第十九条の九 銀行法第五十二条の三十九第一項及び第二項の規定により届出を行う労働金庫代理業者は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(標識の様式)

第十九条の十 銀行法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める様式は、別紙様式第十二号に定めるものとする。

(兼業の承認の申請等)

第十九条の十一 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 前項第二号に掲げる書面は、労働金庫代理業の適正かつ確實な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第十九条の七第六号に掲げる事項に該当するときに限り、承認しないことができるものとする。

(分別管理)

第十九条の十二 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別する」とその他の方法により労働金庫代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属労働金庫に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(明示事項)

第十九条の十三 銀行法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 労働金庫代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属労働金庫からの権限の付与がある旨

二 所属労働金庫が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする労働金庫代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属労働金庫に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所属労働金庫が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする労働金庫代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属労働金庫のために行つているときは、その旨

四 所属労働金庫が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属労働金庫の名称又は商号

2 前項各号（第一号を除く。）の所属労働金庫には、労働金庫代理業者が銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者である場合にあつては同条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者で

ある場合にあつては同項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第一百二十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合又は農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫を含むものとする。

(労働金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第十九条の十四 第十一条の三の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による労働金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(預金等との誤認防止等)

第十九条の十五 労働金庫代理業者（法第八十九条の四に規定する金庫等を除く。）は、金融商品の販売等（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第二条第二項に規定する金融商品の販売等をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）を行う場合には、第十一条の四第一項及び第二項の規定を準用する。

2 労働金庫代理業者は、労働金庫代理行為を行う営業所又は事務所の窓口には、労働金庫代理行為を行いう旨を顧客の目につきやすいように掲示しなければならない。

3 第一項の規定は、労働金庫代理行為を行わない窓口については、適用しない。

4 労働金庫代理業者は、顧客に対し、その営業所又は事務所の労働金庫代理行為を行わない窓口を労働金庫代理行為を行う窓口と誤認させないための措置を講じなければならない。

(他の所属労働金庫の同種の契約に係る情報提供)

第十九条の十六 労働金庫代理業者は、顧客の求めに応じ、第十九条の十三第一項第三号の他の所属労働

金庫の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(個人顧客情報の取扱い)

第十九条の十七 第十一条の五の四から第十一条の五の六までの規定は、労働金庫代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第十九条の十八 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（

- その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第十二条の五の五に規定する情報及び前条において準用する第十二条の五の六に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。
- ）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されることを確保するための措置を講じなければならない。
- 2 労働金庫代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報（その兼業業務上知り得た公表されていない情報（前条において準用する第十二条の五の五に規定する情報及び第十九条の十七において準用する第十二条の五の六に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次項において同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。
- 3 労働金庫代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく所属労働金庫に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。